

京都市告示第 43 / 号

京都市洛西ふれあいの里条例第18条ただし書の規定に基づき、次のとおり洛西ふれあいの里保養研修センターを臨時休業します。

平成17年1月28日

京都市長 榎本頼兼

休止業務及び休止期間

1 宿泊業務

平成17年1月30日(日)から平成17年2月4日(金)まで

2 喫茶・レストラン(ベルデ)

平成17年1月30日(日)午後から平成17年2月5日(土)まで

3 教養娯楽室1・2, 和室実習室, 創作実習室, 研修室1, 2, 3

平成17年1月31日(月)から平成17年2月4日(金)まで

4 健康増進室

平成17年1月31日(月)から平成17年2月4日(金)まで

5 介護実習室, 介護機器展示室業務

平成17年1月31日(月)から平成17年2月4日(金)まで

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)